

水循環施策の推進

(1) 地下水を対象とした流域マネジメントの重要性	・・・・・	P. 1
(2) 流域マネジメントに係る国の支援策	・・・・・・・・・	P. 2
(3) 地下水に焦点を当てた流域水循環計画策定の推進	・・・・	P. 5



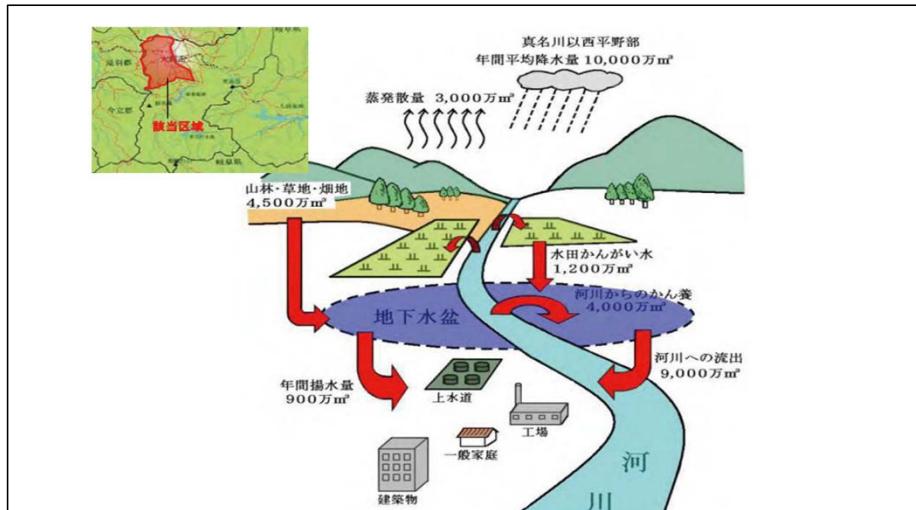
水循環ロゴマーク

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和7年12月

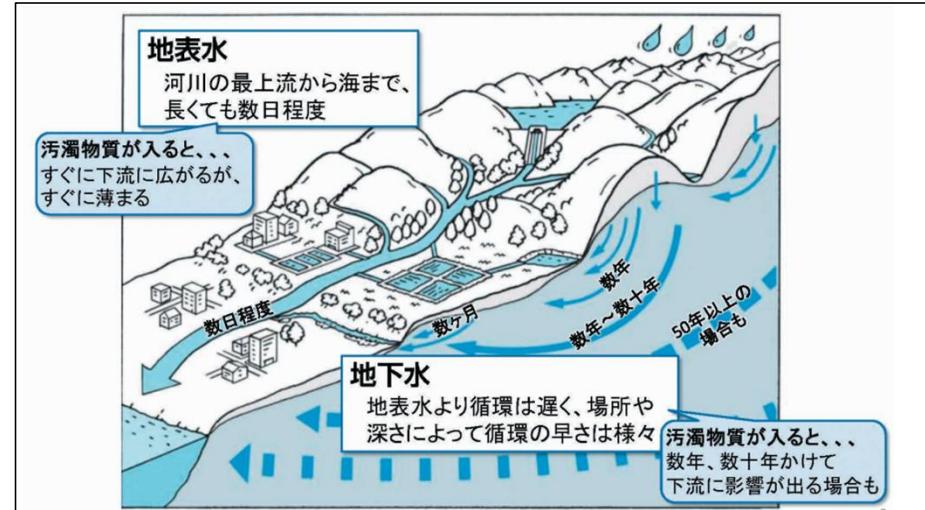
The Secretariat of the Headquarters for Water Cycle Policy

(1)地下水を対象とした流域マネジメントの重要性

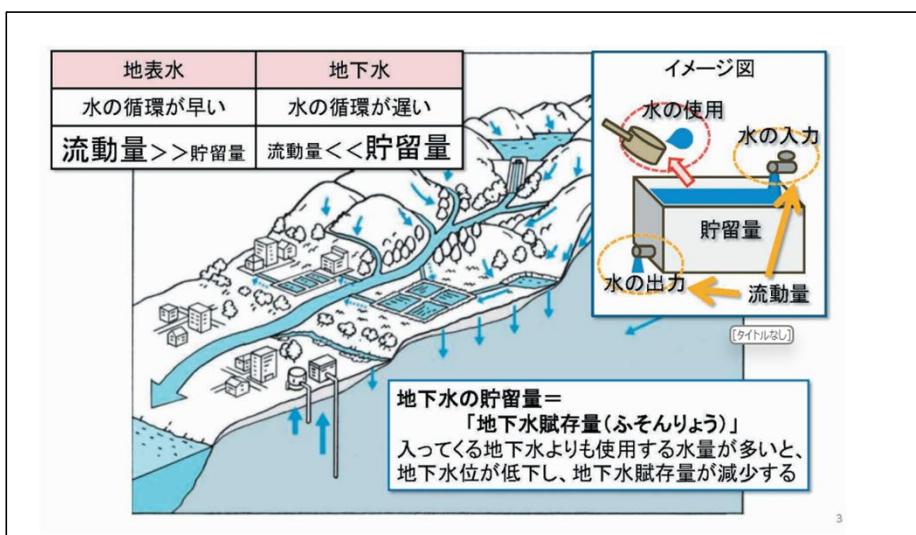
- 森林、水田、河川等からの地下水涵養により、地域の地下水は維持。
- 地下水涵養量を地下水利用量が超える場合には、地下水位が低下し、地下水障害を起こす可能性。
- 地下水は地表水と異なり、「水の循環」が遅いため、影響が出るまでに長期間を要することもあり、関係者が協力し、流域(地下水)マネジメントに取り組むことが重要。



地下水収支の概要評価の例(出典:大野市地下水保全管理計画、大野市、2005)



循環の早さの比較



流動量(循環量・水収支量)と貯水量(賦存量)

地下水障害	現象の一般的な特徴
①井戸枯れ	過剰揚水や掘削工事等の人为的要因により地下水位が低下し、井戸内に流入する地下水が少なくなり、井戸が干上がる現象。
②地盤沈下	粘土層が近接する帯水層からの過剰揚水により、粘土層中の間隙水が流出し、粘土層が圧密収縮した結果として地表面が沈下する現象。
③塩水化	沿岸部において過剰揚水により塩水が帯水層中を遡上し、地下水に海水が混入し、地下水の塩濃度が飲用や農業用に適さないほど高くなる現象。
④地下水汚染	人の健康に有害な物質が地中を移動して帯水層に達し、地下水が汚染された状態。工業排水や生活排水、農地等を通じて浸透した化学物質等の人の活動による場合と、砒素など自然由来による場合がある。
⑤湧水消失・湧出量減少	雨水浸透面の減少による涵養量の変化、過剰揚水、地震災害等の自然的要因などによって周辺環境が変化し、湧出量が減ったり消失する現象。

地下水障害について

(2)流域マネジメントに係る国の支援策(水循環アドバイザー制度)

流域(地下水)マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、流域水循環計画の策定・実施に必要となる技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」による支援を実施。

支援の流れ

内閣官房 水循環政策本部 事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請を踏まえ、必要に応じて、申請団体及び候補者と調整を行った上で、申請団体に候補者を提示。



水循環アドバイザーを
決定

地方公共団体等から 支援を申請



水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに関する一定の知識を有する有識者や地方公共団体の職員等



現地派遣やオンライン会議による助言・提言、情報提供等



※現地派遣は最大3日以内、
オンライン会議は最大10時間以内

地方公共団体等 (流域水循環協議会及び その構成員を含む)

- ・解決困難な課題が発生
- ・知見や助言が必要 等

- ・流域水循環協議会の設立、運営
- ・関係者間の合意形成
- ・課題や目標の設定
- ・地域や住民の関わり方
- ・専門的な知見や経験 等

- 課題の解決、知見の習得等により、流域マネジメントの取組の更なる展開と質の向上に貢献。



(2)-1 水循環アドバイザーの支援概要

水循環アドバイザーには、地方公共団体等のニーズや課題に応じた技術的支援を目指し、多様な分野の有識者を登録しており、学識者から地方公共団体の職員まで様々。また、支援内容についても、会議への出席、シンポジウムの開催、課題を抱える部署への助言など、地方公共団体等の要望に応じた内容で実施。

- ・ 計画策定
- ・ 貯留・涵養
- ・ 地球温暖化
- ・ 水質改善
- ・ 水環境
- ・ 普及啓発・広報
- ・ 水利用
- ・ 防災・減災
- ・ 國際連携
- ・ 湧水保全
- ・ 農地・農業
- ・ 教育・人材育成
- ・ 地下水
- ・ 農地・農業
- ・ 教育・人材育成
- ・ 水インフラ
- ・ 生態系
- ・ 民間の取組
- ・ 地域振興
- ・ 水辺空間
- ・ 地域行政
- ・ 地域振興
- ・ 水文化
- ・ 広域連携

登録されているアドバイザーの分野



課題を抱える部署への助言

アドバイザー 制度創設以降の 支援実績件数の 推移

令和2年度：3件



令和3年度：6件



令和4年度：6件



令和5年度：6件



令和6年度：14件



令和7年度：6件

※令和7年度は11月までの支援実績



関係者への勉強・講演会



オンラインでの助言

- 令和6年度以降の水循環アドバイザー制度では、以下のような重点的な取組を行い、流域水循環計画の作成等にあたって、地方公共団体に対する技術的支援を積極的に推進。

重点的な取組① 計画策定に係る中・長期的なアドバイザー派遣

【背景】

- 流域水循環計画作成は、計画内容も多岐で、1～2年の検討が必要。
- 地域で計画作成の中心になれる人材がない可能性。

【方針】

- 流域水循環計画を作成しようとする地方公共団体に対し、例えば、流域水循環協議会の一員等として、最大2年間で6回(年間は3回)^{※1}、同一のアドバイザーを派遣。
- これにより、計画作成に対し、これまで以上にきめ細やかな技術的な支援を実施。



※1:他律的な理由等により、上限以上が必要な場合は、個別に相談してください。

※:水循環アドバイザー制度は計画作成後の、運用等にも活用が可能です。

※:上記、利用回数の上限は、予算や応募状況等により、変更となる可能性があります。

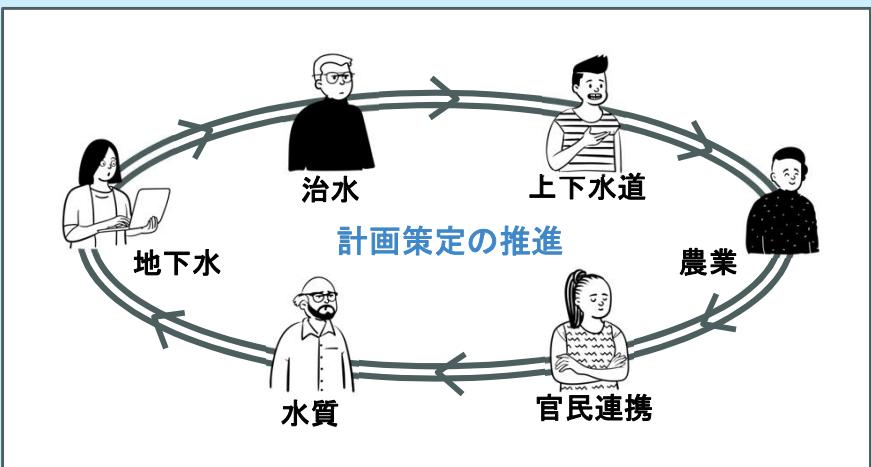
重点的な取組② 複数人のアドバイザーが連携した支援

【背景】

- 流域水循環計画に係る施策は多岐。
- 計画策定時は、地域の課題に応じた様々な分野の技術的助言も重要。

【方針】

- 流域水循環計画を作成しようとする地方公共団体に対し、2年間で6名(年間は3名)^{※1}のアドバイザーを、順次派遣。
- これにより、様々な分野の技術的助言を可能とする。



活用イメージ

(3) 地下水に焦点を当てた流域水循環計画策定の推進

- 流域(地下水)マネジメントに取り組むにあたっては、その基盤となる協議会組織と活動を下支えする計画策定が重要。これまでの幅広い策定推進に加え、地下水に焦点を当てた策定を推進。
- 地方公共団体や地域住民の理解・関心が高く、課題が顕在化した際に多くの地域住民の生活に直結する等から、「上水をすべて地下水に依存している市町村」に着目。
- ここでは、地方公共団体の職員を対象とする「地下水マネジメント研究会」で地下水保全の必要性や重要性を発信しつつ、事務局から広く流域水循環計画策定の働きかけ等を行い、計画策定を推進。

令和6年度以降の策定推進

令和5年度までの取り組み

- ・都道府県会議で流域水循環計画の策定を推進
- ・研修会で流域水循環計画の策定を推進
- ・事務連絡文、流域水循環計画策定に係る情報提供依頼等を実施



令和6年度からの新たな取り組み

- ・地下水マネジメント研究会等での流域水循環計画の策定推進
- ・計画策定の意向がある地方公共団体と水循環事務局との継続的な連携等の実施（アドバイザーの継続的な派遣）
- ・水循環アドバイザー制度への地下水有識者の追加を実施

「災害時地下水活用ガイドライン」の策定

- ・令和6年能登半島地震での経験を踏まえ検討
- ・令和7年3月に策定



ガイドライン目次

第1章 総説

背景／ガイドラインの位置付け／ガイドラインの構成／

用語の解説

第2章 地下水利用の現状

地下水とは／代替水源としての地下水／地下水マネジメントの必要性／災害時の活用に備えた普段利用の重要性

第3章 地下水利用に当たっての事前検討

取組の進め方／代替水源の検討／既設井戸・湧水等の把握／新設井戸の検討／井戸工事の流れ／自治体向け補助制度

第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定

取扱要領策定の必要性／登録要件／水質の目安／登録の流れ／登録期間、登録の更新／登録内容の変更、登録の解除／個人情報の公表／取扱要領の策定例／登録協力者の募集／周知（公表）方法

第5章 利用に当たっての留意事項

平常時の対応／災害発生時の対応

引用文献